

3. 法学部・法学研究科

- I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴・・・3-2
- II 「研究の水準」の分析・判定・・・3-4
 - 分析項目Ⅰ 研究活動の状況・・・3-4
 - 分析項目Ⅱ 研究成果の状況・・・3-8
- III 「質の向上度」の分析・・・3-12

I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴

1 組織の沿革と現状－法学研究科・法学部の特徴

本研究科・本学部の研究目標は、組織の沿革、本研究科・本学部が今日果たしている役割、我が国の高等教育・研究に対する今日的要請等を踏まえて策定された。すなわち、昭和 24 年に法学社会学部として創設され、昭和 26 年に独立した学部となって以降、法学部は、大講座制への改組（平成 3 年）、教養教育改組に伴う大講座（法言語論、グローバル・ネットワーク論）の増設（9 大講座制、平成 6 年）等により充実の過程を辿った。その一方、昭和 28 年に発足した大学院法学研究科は、1990 年代の専任講座の設置を経て強化され、平成 11 年に大学院中心の体制を取ることであった（大学院重点化）が、各研究科は孤立して存在することなく、研究教育において緊密な連携を保ってきている。

さらに、平成 16 年には、専門職大学院である法科大学院が研究科内の専攻（法務専攻）として設置され、公法大講座・国際関係講座に所属する一部の専任教員は、翌平成 17 年に経済学研究科との連携プロジェクトとして設置された国際・公共政策大学院の教育部・研究部にも所属し、高度先端的・学際的な研究活動に従事している。

以上の経緯を経て、現在、本研究科・本学部は、①他研究科等との連携を保持した、法学・国際関係分野における全国有数の研究及び研究者養成の拠点として、また、②法曹界・実務界・官界等に「法律学・国際関係学における基礎的専門知識・能力と高度な教養と判断力を持った人材」を輩出する教育機関として、また、③法律学、経済学、政治学との間の連携の下に、法曹、公務員、シンクタンクやマスコミ等の職業人を養成し再教育する研究教育機関として、我が国の高等教育における重要な地位を占めている。

2 研究目的－組織的特徴を踏まえて

上記の沿革と現状、さらに、社会のグローバル化・高度化が進んでいる状況を踏まえ、本研究科・本学部は、①社会科学の総合、②理論と政策の交流、③研究のグローバル化、④研究の高度化・先端化を、研究目的として掲げている【別添資料 3-1-A】。以下、その内容を略述する。

- ① 社会科学の総合 法学と国際関係研究からなる本研究科の特徴を生かし、国際的視野を備え、法と政治の相互作用の視点を持った研究を推進する。他の研究科との交流、人文科学・自然科学との交流を含め国内外の研究組織との交流連携をさらに推進する。
- ② 理論と政策の交流 2つの専門職大学院を担う組織的特徴を活かしつつ、本学の伝統である「アカデミズムと実学の統合」の理念を発展させ、政策提言を含め、国内・国際社会の現実的要請に対応できる法学・国際関係の研究体制の構築に取り組む。
- ③ 研究のグローバル化 現代社会のグローバル化（その反面としてのローカル化）を視野にいたした研究に取り組むとともに、国内外の研究交流を促進する法学・国際関係の研究体制の整備を目指す。世界的規模の学界、外国の学界、国際シンポジウムにおける報告や研究成果の公表、特にアジア・太平洋地域での、共同研究体制の構築を図る。
- ④ 研究の高度化・先端化 現代社会と学問の複雑化・高度化に対応して、法学・国際関係研究の高度化、先端化を促進する。特に、二つの専門職大学院を担う組織的特徴をここでも活かしつつ、学際的・政策的研究を推進する一方で、若手研究者を含め構成員が高度かつ先端的な課題に取り組むことが可能となる研究・教育体制を構築する。

【別添資料 3-1-A】 平成 15 年度「法学研究科教育研究活動報告書」50 ページ

[想定する関係者とその期待]

博士後期課程研究者養成コースは、国内外の学界・高等研究教育機関、最先端・高度な研究成果の活用を必要とする政府・産業界等の関係者から、法学・国際関係論に関する分野について、高い研究能力を持つと同時にその成果を国内・国外に積極的に発信する能力を兼ね備えた人材を供給する役割を期待されている。また、応用研究コースは、法曹界、産業界、官公庁等の関係者から、高度な研究能力により生起する法的問題や国際関係の実務上の問題について自ら研究し解決策を発見・提案する能力を身に着けた人材を供給する役割を期待されている。このような人材を養成し輩出することは、研究者、法曹界などの関係者のみならず、国民のより身近で安定した法律サービスへ期待にも応えるものといえる。

また、修士課程は、博士後期課程に進んで研究者を目指す者の基礎教育を行うと同時に、修了後にある程度高度な研究・分析能力を有する者を企業、官公庁、シンクタンク等に供給する役割も担っており、その面でも期待に込めている。

II 「研究の水準」の分析・判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

(観点に係る状況)

1 研究成果の公表

平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月までの本研究科構成員の研究実績状況は、次のとおりである（専任教員数は 56 人（平成 27 年 5 月 1 日現在）（派遣実務家教員 1 人を除く））。

著書は単著 31 点及び共著・編著・分担執筆 186 点、計 217 点であり、論文等（研究論文・ディスカッションペーパー・書評・翻訳等）752 点を加えると、著作物等の合計は 969 点となる。著書の刊行、長文の論文が重視されている法学政治学分野において、各構成員は点数から見ても旺盛な研究活動を展開している。

2 公表機会の提供と利用状況

(1) 「一橋法学」

平成 14 年 3 月に 1 巻 1 号を発刊して以来、1 年間に 3 号を刊行し続けている。平成 22 年 4 月からの 6 年間には、教員が論文等 67 点を公表したほか、客員研究員、大学院生によるものを 104 点、外部の研究者によるものを 21 点、合計 191 点の論文等を掲載するなど、充実した内容となっている。大学院生については、レフェリーによる厳格な審査を実施している。

平成 22 年 4 月～平成 28 年 3 月の執筆者数は 191 人である。

(2) 「Hitotsubashi Journal of Law and Politics」

毎年 1 号を刊行しており、平成 22 年からの 6 年間において、教員 15 人、外部の研究者 15 人が英文又は独文の論文を執筆している。

(3) ローレビュー

本学法科大学院を起点とし、法科大学院在学学生、修了生（司法修習生として法律実務に携わる者を含む。）や実務家教員、研究者教員が一体となり、我が国の法学及び法曹実務の発展に貢献していくことを目的として、平成 27 年 3 月に刊行した。創刊号には、法科大学院生による論説等 5 点を掲載した。

3 外部資金の獲得（平成 22 年～平成 27 年）

科研費については、累計 228 件の申請（うち、新規 127 件）を行い、154 件（うち、新規 53 件）が採択されている（採択率 68%。新規採択率 42%）。また、公的資金助成の件数は、延べ 7 件である（年度×件数）。民間からも寄附講義の開設を含む 29 件の寄附金、公益法人からの受託研究・助成金を受けている【資料 3-2-1】。

4 学会活動・受賞等

過去 5 年間に本研究科の教員が理事長、副理事長、専務理事、常務理事を務めた学会としては、法文化学会、国際法学会、法と心理学会、日本経済法学会、日本国際経済法学会、日本犯罪社会学会、環境法政策学会等がある。

また、法律学分野においては、第 6 回西尾学術奨励賞（ジェンダー法学会）、第 1 回守屋研究奨励賞（教育・学術研究推進センター）、第 18 回アメリカ学会清水博賞、第 8 回商事法務研究会賞等の受賞者がいる。

5 社会科学の総合、理論と政策の交流

(1) EU 研究共同プログラム

平成 25 年 4 月に法学研究科の副専攻として新設した EU 研究共同プログラムは、研究科の垣根を越えて、EU やヨーロッパについて学際的に学び研究する場を提供することを目的としている。同プログラムは、EU ワークショップ（4 人の教員によ

一橋大学法学部・法学研究科 分析項目 I

る共同ゼミ)と EU Research Skills (英語発信力強化)により、大学院生の研究及び発信能力を育成しており、平成 27 年 3 月に 3 人、平成 28 年 3 月に 3 人の修了生を輩出した。

(2) 日本ヨーロッパ法政教育研究センター

平成 25 年 4 月に、日本法の国際教育を主に意識した従来の「日本法国際教育センター」から改組・改称し、東アジア法とヨーロッパ法という 2 本の柱で、比較法的な研究教育を行うことにした。また同時に、「法」のみならず「政治」の研究教育も行うことを明示し、法学研究科の副専攻として新設した EU 研究共同プログラムに対応する組織的基盤を整えた。

6 連携による政策提言

法制審議会や国土審議会、中央教育審議会等、国や地方自治体の審議会に多数の教員が委員として参加しているほか、国際組織や NGO 等と連携した研究会、懇談会等に参加することにより、政策提言活動を積極的に推進している。

7 研究プロジェクト

東アジア政策研究センター資源エネルギー政策プロジェクト、「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業(実社会対応プログラム)」、住友電工寄附講座等の研究プロジェクトを実施している【資料 3-2-2】。

8 研究のグローバル化

上記の研究プロジェクトのほかに、国際共同研究プロジェクトを実施している【資料 3-2-3】。

9 研究の高度化・先端化

- (1) 研究助成制度を維持し、文部科学省の制度以外に、卒業生組織の如水会の援助による海外研修を実施し、特に若手を中心に海外における研究の蓄積や海外での学会における研究成果の報告の機会を確保している。
- (2) 科研費等の外部資金獲得を促進するため、学内の委員会等で獲得状況を分析し、科研費の応募主体となるプロジェクト等を積極的に組織している。また、科研費等への応募及び採択を促進するために、応募資格者を対象とした説明会などを開催している。

【資料 3-2-1】 外部資金の獲得実績 (平成 22 年から平成 27 年)

内容	金額
科研費等の総額	181,931 千円
助成金、受託研究費等の総額	136,720 千円
合計 (外部資金の獲得実績)	318,651 千円

【資料 3-2-2】 研究プロジェクト

東アジア政策研究センター 資源エネルギー政策プロジェクト	エネルギー産業論、科学技術安全法、エネルギー安全保障等を専門とする本学教員を拠点メンバーとし、国内外の研究機関(東京工業大学など)、経済産業省、及びエネルギー関連企業と連携して、これまでの資源工学・環境工学中心の資源エネルギー政策論に社会科学・人文科学的な観点を付加する見地からの各種の研究、政策提言活動を行った。 平成 24 年 1 月から 10 回の研究会を重ね、平成 25 年 6 月には経済産業研究所との共催で政策フォーラム「資源エ
---------------------------------	---

一橋大学法学部・法学研究科 分析項目 I

	<p>エネルギー政策の焦点と課題」を開催した。</p> <p>これらの研究活動の成果は、『エネルギー新時代におけるベストミックスのあり方 一橋大学からの提言』（第一法規、平成 26 年）として刊行された。</p>
<p>課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業（実社会対応プログラム）</p>	<p>日本学術振興会から一橋大学に委託された「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業（実社会対応プログラム）」に基づくものであり、本研究科からは 5 人の教員が参加し、「非常時における適切な対応を可能とする社会システムの在り方に関する社会科学研究」を研究テーマとして、平成 25 年 10 月より 2 年間、経済学研究科所属の教員との合同研究会（平成 25 年度：3 回、平成 26 年度：6 回、平成 27 年度：4 回）、法実務家、行政実務家等の外部講師を招いての合同研究会（平成 26 年度：5 回）を実施するとともに、現場責任者へのヒアリング（平成 26 年度福島第一原発への視察、平成 27 年度日本銀行、金融庁へのヒアリング）等を行い、研究を遂行してきた。</p> <p>研究成果の社会への還元として、平成 27 年 9 月には、仙台にて公開シンポジウム（一橋大学政策フォーラム「非常時における行政対応—法学と経済学の共同の取り組みを通じて—」）を行い、また平成 28 年 3 月に、研究書を刊行（『非常時対応の社会科学—法学と経済学の共同の試み』、有斐閣）した。</p>
<p>住友電工寄附講座</p>	<p>公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金の大学講座寄附によって、平成 25 年から設置。</p> <p>本講座においては、震災・原発事故からの復興に向けての環境法政策の観点から、①福島原発事故で大量に発生した放射性物質汚染廃棄物の処理の問題、②原発の再稼働と安全規制、③原子力損害賠償のあり方等を取り上げ、研究している（研究成果については、観点ごとの分析を参照）。</p> <p>本講座の成果は、平成 25 年度以降、寄附講義「環境政策と社会科学入門」等を通じ、教育に還元されている。</p>
<p>職業倫理教育プロジェクト（「法曹を中心とする専門職業人の職業倫理教育の開発」プロジェクト）</p>	<p>文部科学省の特別経費により、専門職業人に不可欠なプロフェッショナル・インテグリティ（道徳的健全性）を涵養するための「職業倫理教育の方法」を、海外からの招聘教授とともに研究し実践した。</p> <p>学生間の意見交換（白熱教室）を通じた問題解決型アプローチの手法は、職業倫理教育一般に有効であると同時に、学生から多大な支持を得ることが実証され、教育方法の研究が大きく前進した。</p>

【資料 3-2-3】 国際共同プロジェクト

<p>アジア・太平洋地域 3 大学プロジェクト</p>	<p>平成 22 年度から 3 年間、一橋大学、オーストラリア国立大学、ソウル国立大学の共同教育研究プロジェクトとして、「アジア・太平洋地域 3 大学ネットワーク・プロジェクト」を、文部科学省の特別経費により遂行した。</p> <p>本事業の成果としては、水谷章『苦悩するパキスタン』（花伝社、平成 23 年 4 月）、Norman Abjorensen 教授の</p>

一橋大学法学部・法学研究科 分析項目 I

	<p>Combating Corruption: Implications of the G20 Action Plan for the Asia-Pacific Region (コンラート・アデナウアー財団日本事務所、平成 26 年 12 月) がある。</p> <p>そのほか、3 大学に加えて欧州や米国の研究者によるワークショップやセミナーを多数開催した。</p>
<p>アジア研究教育拠点事業総括</p>	<p>平成 19 年度から 5 年間、一橋大学、中国人民大学、釜山大学の共同研究として、アジア研究教育拠点事業「東アジアにおける法の継受と創造－東アジア共通法の基盤形成に向けて」を遂行した。</p> <p>本事業の平成 22 年度以降の活動・成果として、後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』(国際書院、平成 23 年 2 月)、高橋滋・只野雅人編『東アジアにおける公法の過去、現在、そして未来』(平成 24 年 3 月)を公刊したほか、平成 23 年 12 月に「東アジア結合企業法制の現代的諸問題」と題する国際セミナーを 2 日間にわたり開催し、併せて、本事業の全体総括会合を開催した。全体総括の要旨は、「平成 23 年度一橋大学政策フォーラム」として、日本経済新聞(平成 24 年 1 月 18 日夕刊)に掲載した。本プロジェクト終了後も中国との共同研究を引き続き行い、平成 24 年 8 月には本研究科と中国人民大学法学院が中心になって「市場経済における競争の自由と規制」と題する国際シンポジウムを開催し、平成 25 年 11 月には中国の清華大学法学院との国際合同ワークショップ「日中における民事法・商事法の新たな展開」を開催した。</p>
<p>国際シンポジウムの開催</p>	<p>平成 28 年 2 月に、米国とドイツから英米法及び大陸法の法域における著名な学者や実務家を迎え国際シンポジウム「刑事弁護人の役割」を開催した。</p> <p>平成 28 年 1 月に、台湾大学法律学院から講演者を迎え、日本ヨーロッパ法政教育センター国際シンポジウム「台湾民法の形成と発展」を開催した。</p> <p>平成 27 年 7 月には、中国、台湾、韓国の学会・実務界で活躍する元外国人留学生 7 人をゲストに迎えた「グローバル時代の一橋法学－その実績と未来への提言」と題する国際シンポジウムと、オーストラリア国立大学の Peter Drysdale 名誉教授を迎えた国際セミナー「The Shape of the Asia Pacific Region: My Intellectual Journey and Hitotsubashi」を相次いで開催した。</p>

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

書籍・論文等の実績や学会活動・受賞、連携による政策提言、多数の研究プロジェクトの組織的展開等により、国内外の研究水準の向上と学問的交流において重要な役割を果たしている。

また、充実した発表の機会を構成員等に提供する等、水準の高い研究活動を展開している。これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

観点 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況

(観点に係る状況) 該当なし

(水準) 該当なし

(判断理由) 該当なし

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

1 社会科学の総合

EUより財政支援を受けて実施している研究共同プログラムのEUS I(第2期平成25年4月～)の名において、本学に外国人研究者を呼び数多くの国際シンポジウム、ワークショップ、セミナー、集中講義等を開催した。これらのEU研究の成果は、EUS Iウェブサイトや月2回発行のメールマガジンにおいて公表している。

2 理論と政策の交流

日本ヨーロッパ法政教育研究センターにおいて、理論と政策の交流に基づく研究活動の成果が公表されているほか、研究プロジェクトでもそれぞれ成果が上がっている【資料3-2-4】。

3 研究のグローバル化

① アジア・太平洋地域3大学プロジェクト

平成22年度から3年間、一橋大学、オーストラリア国立大学、ソウル国立大学の共同教育研究プロジェクトとして、「アジア・太平洋地域3大学ネットワーク・プロジェクト」を、文部科学省の特別経費により遂行し、成果を公刊したほか、ワークショップ等を多数開催した。

② アジア研究教育拠点事業の総括

平成19年度から5年間、一橋大学、中国人民大学、釜山大学の共同研究として、アジア研究教育拠点事業「東アジアにおける法の継受と創造—東アジア共通法の基盤形成に向けて」を遂行し、成果を公刊したほか、国際セミナーを開催した。

③ 国際シンポジウム

国際シンポジウムや国際セミナーを開催し、有益な意見交換を行った【資料3-2-5】。

4 研究の高度化・先端化

そのほか、研究業績説明書のとおり、研究科としての研究の高度化・先端化を示す代表的な著作等が多数ある【資料3-2-6】。

【資料3-2-4】 研究プロジェクト

<p>「法曹を中心とする専門職業人の職業倫理教育の開発」プロジェクト</p>	<p>職業倫理教育の効果的な手法として、倫理的ジレンマの構造に着目した問題解決型アプローチが有効であり、異分野の複数の教員による交通整理の下、学生間の意見交換(白熱教室)を通じて、「よりマシな解」を協働して見出す授業形態を提案した。</p>
--	--

一橋大学法学部・法学研究科 分析項目Ⅱ

東アジア政策研究センター 資源エネルギー政策プロジェクト	経済産業省や企業との連携の下（理論と政策の交流）、資源工学・環境工学中心の資源エネルギー政策論に社会科学・人文科学的な観点を付加する見地（社会科学の総合）から、平成24年1月以来10回の研究会を重ね、平成25年6月に経済産業研究所との共催で政策フォーラム「資源エネルギー政策の焦点と課題」を開催した。これらの研究活動の成果は、『エネルギー新時代におけるベストミックスのあり方 一橋大学からの提言』（第一法規、平成26年）として刊行された。
住友電工寄附講座	平成26年2月にシンポジウム「原子力損害賠償の現状と課題」を開催し、成果をNBL別冊150号（平成27年）として刊行した。また、同年6月に第18回日本公共政策学会研究大会・共通テーマセッションⅠ「原発再稼働（是非を含む）と原子力損害賠償をめぐる政策課題」を実施し、その成果も学会誌に公表している。また、平成27年末には、研究成果をまとめた著書『福島原発事故と法政策—震災・原発事故からの復興に向けて—』を第一法規出版から刊行した。

【資料3-2-5】 研究のグローバル化

アジア・太平洋地域3大学プロジェクトの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水谷章『苦悩するパキスタン』（花伝社、平成23年4月）を公刊 ・ Norman Abjorensen 教授の Combating Corruption: Implications of the G20 Action Plan for the Asia-Pacific Region（コンラート・アデナウアー財団日本事務所、平成26年12月）を公刊 ・ 3大学に加えて欧州や米国の研究者によるワークショップやセミナーを多数開催
アジア研究教育拠点事業の成果（平成22年度以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』（国際書院、平成23年2月）を公刊 ・ 高橋滋・只野雅人編『東アジアにおける公法の過去、現在、そして未来』（平成24年3月）を公刊 ・ 平成23年12月に「東アジア結合企業法制の現代的諸問題」と題する国際セミナーを2日間にわたり開催し、併せて、本事業の全体総括会合を開いた。全体総括の要旨は、「平成23（2011）年度一橋大学政策フォーラム」として、日本経済新聞（平成24年1月18日夕刊）に掲載した。
国際シンポジウムの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年2月に、米国とドイツから英米法及び大陸法の法域における著名な学者や実務家を迎え国際シンポジウム「刑事弁護人の役割」を開催した。刑事弁護人の倫理等についての議論を深め、刑事弁護人の役割論の世界的水準を提示したことは大きい成果である。全体総括の要旨は、「2015年度第4回一橋大学政策フォーラム」として、日本経済新聞（平成28年2月29日夕刊）に掲載した。 ・ 平成28年1月に、台湾大学法学院から講演者を迎え、日本ヨーロッパ法政教育センター国際シンポジウム「台湾民法の形成と発展」を開催し、ドイツ法の継

	<p>受という視点からという切り口による新たな成果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 7 月に、中国、台湾、韓国の学界・実務界で活躍する元外国人留学生 7 人をゲストに迎え、「グローバル時代の一橋法学—その実績と未来への提言」と題する国際シンポジウムを開催し、一橋大学の法学研究・教育のグローバルな成果と将来の課題について議論を行い、有益な示唆を得た。 平成 27 年 7 月から 8 月にかけて、オーストラリア国立大学の Peter Drysdale 名誉教授を本学に迎え、「The Shape of the Asia Pacific Region : My Intellectual Journey and Hitotsubashi」と題する国際セミナーを開催し、本学を中心とした研究コミュニティによるアジア太平洋における地域経済協力理論の発展史について議論を行った。また、Drysdale 名誉教授には、アジア太平洋地域における協力に関する夏季集中講義でも講師を務めていただき、本学の大学院生をはじめとする若手研究者との地域主義などに関する議論に参加いただくなど、有益な意見交換ができた。
--	---

【資料 3-2-6】 法学研究科の構成員が平成 22 年 4 月以降に公表した主な実績

<p>角田美穂子 『適合性原則と私法理論の交錯』 (商事法務 平成 26 年)</p>	<p>平成 27 年 12 月に第 2 回津谷裕貴・消費者法実務実践の学術賞を受賞した。この賞は、消費者被害の根絶や消費者法の発展などに取り組んだ個人や団体に贈られるものである。</p> <p>アメリカ法で発展した投資家保護のための金融監督ルールである「適合性原則」について、ドイツ法を参考にしながら、個人の権利救済を実現するための民事ルールとして構築する可能性を検討した意欲的著作であり、また金融取引・投資家保護に関する研究としてみならず、消費者契約法や民法における一般理論を豊富化することにつながる貴重な研究であると評価を受けている。</p>
<p>本庄武 『少年に対する刑事処分』 (現代人文社、平成 26 年)</p>	<p>平成 26 年 12 月に刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センターの第 1 回守屋研究奨励賞を 3 人受賞した。受賞理由は「とにかく刑罰思考に傾きやすい最近の少年司法に対して、刑事法学者からの新鮮な、しかも透徹した説得力のあるご論文は、研究者・実務家を問わず、傾聴するところが多い」とされている。また本論文は、刑事法ジャーナル 44 号にて書評に取り上げられ、「2000 年少年法改正以降の実務動向への批判、さらには裁判員裁判制度導入後の実務動向への批判を中心に、説得的な議論が展開されている」との評価を受けている。</p>
<p>青野利彦 『「危機の年」の冷戦と同盟—ベルリン、キューバ、デタント 1961-63 年—』 (有斐閣 平成 24 年)</p>	<p>平成 25 年 6 月に第 18 回アメリカ学会清水博賞を受賞した。同賞は、若手研究者が最初に発表した研究成果の中から、特に優れた作品に与えられる賞である。本書は、ベルリン危機から、人類が核戦争の深淵を覗いたと言われるキューバ危機、そして部分的核実験禁止条約締結に至る「危機の年」の東西両陣営内部の状況や第三世界各国の動きを活写する。国際的危機における超大国アメリ</p>

一橋大学法学部・法学研究科 分析項目Ⅱ

	カとその同盟国の関係を分析する意欲作だと評価されている。
相澤美智子 『雇用差別への法的挑 戦－アメリカの経 験・日本への示唆 －』 (創文社、平成 24 年)	平成 25 年 7 月、ジェンダー法学会・西尾学術奨励賞を受賞した。同賞は、平成 16 年以降、ジェンダーと法に関して優れた研究を行った若手研究者・実務家に与えられる賞であり、同賞の受賞者は相澤を含めてこれまでわずか 8 人である。本書に対しては、ジェンダー法学のみならず労働法学や英米法学を専門とする研究者による書評が出され、その数は 5 本に上る。
王雲海 "China's Death Penalty in a State- Power-Based Society" in Liang Bin and Lu Hong (ed.), The Death Penalty in China: Policy, Practice, and Reform. (Columbia University Press, New York. 2015 (平成 27) 年)	刑事法、特に中国の刑事法を研究する欧米その他の国々のトップレベルの学者との協力の中で、世界レベルの研究を目指して行われた研究の成果である。本論文での議論は、欧米での中国研究、刑事法研究に大きなインパクトを与え、独創的な学説として注目されている。
葛野尋之 「NEOLIBERALISM, SOCIAL EXCLUSION, AND CRIMINAL JUSTICE: A CASE IN JAPAN」 (Hitotsubashi Journal of Law and Politics、平成 24 年)	平成 23 年 8 月 5 日～9 日、世界各国から約 1,500 人が参加して神戸において開催された「国際犯罪学会・16 回大会」の 4 日目全体会「国家モデルと犯罪予防戦略」における招待講演「新自由主義, 社会的排除と刑事司法－日本の場合」の講演内容を論文にまとめたものである。大会後、イギリス人研究者から共同研究の申込を受け、また、ドイツについて同じ理論枠組みに立った研究が試みられるなど、外国人研究者からも大きな反応があった。 なお、招待講演者の選出は、大会実行委員会（委員長・宮澤節生教授）によるものであり、4 つの全体会について、各 1 人の日本人招待講演者が選出された。

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

研究科全体として取り組んだプロジェクトは、先端的かつ高度な学問的成果を着実に産み出している。また、研究業績説明書のとおり、数多くの構成員が高水準の研究成果を公表している。

これらのことから、期待される水準を上回っていると判断する。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

事例1 職業倫理教育プロジェクトの進展

刑事弁護人の職業倫理の研究で世界的に著名なマイケル・タイガー氏（米国デューク大学名誉教授・弁護士）とヴェルナー・ボイルケ氏（独国パッサウ大学名誉教授・弁護士）を招聘し、本研究科から日本における刑事弁護人の職業倫理研究の第一人者である村岡啓一特任教授も登壇する国際シンポジウムを開催した（平成28年2月）。刑事弁護人の役割がますます厳しく問われている昨今、日米独3国それぞれの法域を代表する論者による講演とディスカッションを行い、これまで本研究科が積み上げてきた職業倫理研究をさらに一步前進させるとともに、刑事弁護人の倫理に関する研究の世界水準を示した。

事例2 資源エネルギー政策プロジェクト及び住友電工寄附講座

資源エネルギー政策プロジェクトでは、経済産業省及びエネルギー産業界との協力のもと、理論と政策及び産業界の交流を促進する中で、経済学、法学、国際政治学の視点を、工学的、産業的視点と融合させた高い学際性を示現させた。同プロジェクトは、さらに住友電工寄附講座へと引き継がれ、放射性物質汚染廃棄物の処理の問題や原発の再稼働と安全規制、原子力賠償等のより実践的な課題に関する研究及び教育への取組へと展開している。

事例3 日本ヨーロッパ法政教育研究センターへの改組拡充

平成25年4月に日本法の国際教育を主に意識した従来の「日本法国際教育センター」を、「日本ヨーロッパ法政研究教育センター」に改組・改称し、東アジア法とヨーロッパ法という2本の柱で、比較法的な研究教育を行うことにした。また同時に、「法」のみならず「政治」の研究教育も行うことを明示し、平成25年度から法学研究科の副専攻として新設したEU研究共同プログラムに対応する組織的基盤を整えた。本改組は、学際的・先端的研究の推進を引き続き行うとともに日本法研究を国際的に推進し、知的財産権の保護をはじめとする様々な法的制度のハーモナイゼーション（調整）への要請が国内外で高まる中で、ヨーロッパをはじめとする各国の法制度を比較するための研究のプラットフォームを提供するものである。

これらの取組により、研究活動が高い水準で行われていることから、第1期中期目標期間終了時点の研究水準と比べて、研究活動の状況の質が向上していると判断する。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

事例1 アジア研究教育拠点事業の総括

第二期中期目標期間において、一橋大学、中国人民大学、釜山大学の3大学による共同研究「東アジアにおける法の継受と創造—東アジア共通法の基盤形成に向けて」が平成23年度末に終了し、その成果をまとめた論文集2冊を出版し、かつ、その概要を総括する会合の成果を日本経済新聞紙上に載せた。そこで培われた研究ネットワークにより、事業終了後も中国・韓国との間で密接な学術交流が続いている。

事例2 アジア・太平洋地域3大学プロジェクト

平成22年度から3年間、一橋大学、オーストラリア国立大学、ソウル国立大学の共同教育研究プロジェクトとして、「アジア・太平洋地域3大学ネットワーク・プロジェクト」を、文部科学省の特別経費により遂行し、成果を公刊したほか、3

大学に加えて欧州や米国の研究者によるワークショップやセミナーを多数開催した。

これらのことから、第1期中期目標期間終了時点の研究水準と比べて、研究成果の状況の質が向上していると判断する。